

一般事業主行動計画（女性活躍）

弁護士法人古家野法律事務所

女性所員が活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 9月16日～ 平成32年 9月15日（3年間）

2. 当法人の課題

- ・ 出産・子育てをしながら中核的役割を果たす女性弁護士又は女性事務職員のロールモデルが不足しており、キャリア形成していくイメージを持ちにくい。
- ・ 事務職員が在宅勤務（テレワーク）できる環境が整っていない。

3. 目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 法人社員に女性弁護士を1名以上起用する。② 育児や介護と両立する女性事務職員を対象にした在宅勤務制度を導入する。③ マネージャー職、スペシャリスト職に女性事務職員を各1名以上登用する。 |
|--|

4. 取組内容・実施時期

取組1：女性弁護士及び女性事務職員について、ロールモデルの提示又はキャリア形成に資する研修を実施する
--

- 平成30年 1月～ ロールモデルの探索、研修ニーズの把握
- 平成30年 4月～ ロールモデルからのヒヤリング又は研修の実施

取組2：育児・介護と両立しながら働く女性事務職員の就労継続・キャリアアップ促進を支援するため、事務職員の在宅勤務（テレワーク）制度を導入する。

- 平成29年 9月～ 女性事務職員の在宅勤務を可能にするために必要な情報機器及び情報システムの検討
- 平成30年 1月～ 上記機器及びシステムの構築・導入、就業ルールの整備
- 平成30年 4月～ 女性事務職員の在宅勤務制度の段階的導入

取組3：女性事務職員の就労継続・キャリアアップ促進を支援するため、事務職員の雇用形態・役職等を見直す
--

- 平成30年 1月～ 事務職員のキャリア形成に資する雇用形態・役職等の検討
- 平成30年 4月～ 随時、雇用形態・役職等の見直し